

私的年金確立の考察

A Study of Foundation Private Pension Plan

森 浩 晴

Hiroharu MORI

Abstract:

少子高齢化の歪みで日本の公的年金制度そのものが危機的状況に直面している。「座して死を待つ」のでは無く、かような時局であるからこそ、積極的な打開策があるものと思料し、私案を提示する。

キーワード:

現在価値、生涯賃金、デフレーション

I. はじめに

デフレスパイラルに陥り、先の見えない状況が続く2000年代初頭の日本。この背景には、少子高齢化による生産者人口減／人口ピラミッドの歪曲による公的年金受給額減による将来期待 (Expectation) があることは否めない。

しかし、こうした状況にただ指を加えて黙しているだけでは明るい将来は展望出来ない。創意工夫により、「比較的優位 (有意)」な均衡解を見いだすことを以下にシミュレートしてみたく考える。

II. 現行年金制度の体系

日本の年金制度は、全国民に共通した「基礎年金」を基礎に、サラリーマンや公務員を対象とした「被用者年金」が2階部分として乗り、さらに各企業が実施する厚生年金基金や税制適格年金などの「企業年金」が乗る、3階建ての体系となっている。また、自営業者の2階部分、3階部分としては、国民年金基金制度がある。

公的年金とは、社会保障制度の一環として、国または国に準ずる機関である共済組合が実施主体として運営する年金制度をいう。日本では、全国民を対象とした国民年金 (基礎年金) 制度、一般のサラリーマンを対象とした厚生年金制度、公務員等を対象とし共済組合により運営される共済年金制度がある。

公的年金の特徴としては、①その制度の対象となる人は加入が義務づけられる強制加入であること、②物価スライドなどにより給付の実質価値が維持される仕組みになっていること、が挙げられる。

この中で国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人を加入対象とした、日本の公的年金制度の基礎となる制度である。被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に区分されている。第2号被保険者は、サラリーマンや公務員等で被用者年金制度の被保険者である。第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者である。第1号被保険者は第2号被保険者、第3号被保険者以外の被保険者で、自営業者や農民などである。

給付の種類は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金である。この他、第1号被保険者だけを対象とした、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金 (短期滞在外国人が対象) がある。老齢基礎年金は、公的年金の基礎となる給付で、原則として25年以上の保険料納付要件を満たした者に65歳から給付される。

給付の財源には、第1号被保険者が納付する保険料 (平成13年度は月額13,300円)、厚生年金制度、共済年金制度からの基礎年金拠出金、国庫負担および積立金からの運用収入が充てられる。第2号被保険者、第3号被保険者は、基礎年金拠出金による拠出となるので、直接国民年金に保険料を納付することはない。

一方、厚生年金保険制度は、民間の会社、工場、船舶等で働く被用者の老齢・障害・死亡について保険給付を

行い、被用者本人やその家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする制度である。昭和17年に男子労働者のみを対象とした労働者年金保険法として発足し、昭和19年には厚生年金保険法と名称変更し、職員や女子も対象とされた。昭和29年には全面的に改正され、公的年金制度の中心的機能を果たすようになった。昭和61年の公的年金の大改正で、基礎年金の上乗せの制度として位置づけられるようになった。

厚生年金保険の被保険者は、すべての法人の事業所、事務所および5人以上を雇用する事業所、事務所に常時使用される65歳未満のすべての者であり、同時に国民年金の第2号被保険者ともなる。

保険給付は、年金給付として、老齢厚生年金、障害厚生年金および遺族厚生年金が、一時金給付として、障害手当金と外国人に対する脱退一時金がある。老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格要件を満たしている者に60歳（定額部分については、段階的に65歳に引き上げられる）から支給される。

給付の財源には、労使が折半で負担する保険料（保険料率は一般の被保険者で17.35%）と積立金からの運用収入が充てられる。

また、各共済組合が運営主体となって給付を行っている年金制度を、共済年金と呼んでいる。共済組合は、国家公務員等共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法により設立されており、各職域に属する者に対し、年金などの給付を行っている。共済年金は各共済組合が行う年金給付で、社会保障の一環としての公的年金給付であるとともに、職域年金としての性格も合わせ持つ。

給付は、老齢共済年金、障害共済年金および遺族共済年金がある。給付水準は、厚生年金と同水準の給付に、職域年金部分が上乗せされている。

企業が、その従業員を対象として実施する年金制度を、総称して企業年金という。日本の企業年金の中核をなす制度は、昭和41年に導入された厚生年金基金制度である。厚生年金基金制度は、厚生年金保険の給付の一部を代行するとともに、企業独自の給付である加算年金を上乗せする。また、適格退職年金制度は、一定の要件を満たした適格退職年金契約を信託銀行や生命保険会社と締結すると、税制の優遇措置が受けられる。どちらの制度でも掛金を社外に積み立てることとなり、その積立金の範囲では受給権が保護されている。元々は各企業の退職一時金制度の一部または全部を年金化する場合が多く、労使折半で負担している厚生年金基金の代行部分を除けば、掛金は全額企業負担の場合が多い。

この他の企業年金としては、企業自身が管理運営を行う自社年金がある。一般には、退職給与引当金制度を利用して、支払準備を行うことになるが、受給権の裏付け

としては不十分な場合が少なくない。

厚生年金基金は、昭和40年の厚生年金保険法改正により創設され、昭和41年10月より実施された。当初は、企業の退職金制度と、公的年金である厚生年金とを調整するという意図もあったと言われている。企業や同種同業の団体などが母体となり、厚生大臣の認可を得て設立された特別法人である厚生年金基金が、老齢厚生年金の給付の一部を代行するとともに、独自の年金給付を上乗せする。

公的年金の一部を代行することもあって、厚生年金基金の掛金の徴収が公租公課に準ずる扱いがされるなど、非常に強い公的性格を持っている。税制上の扱いも、公的年金並みの扱いとなっている。上乗せする独自の年金給付は、一般には各企業の退職金制度を移行するケースが多いが、公的性格の維持という観点から、代行部分だけでなく上乗せ部分の設計や運営にも、適格退職年金に比べると制限がある。

適格退職年金は、昭和37年4月に、法人税法および所得税法の改正により導入された。事業主が信託銀行、生命保険会社または全国共済農業協同組合連合会との間で、年金契約を締結し社外積立を行う企業年金制度で、税法に定める適格要件を満たしたものとして、国税庁長官の承認を受けた契約である。「適格」とは、税制上適格という意味であり、一定の税制優遇措置がある。

事業主が拠出する掛金は全額が損金算入となるが、積み立てられた年金資産に対しては、1%の特別法人税が課税される。なお、人数が少ないために厚生年金基金が設立できない企業に対しては、厚生年金基金並みの給付設計をすることで、特別法人税が免除される特例適格退職年金契約がある。

厚生年金基金、適格退職年金以外の形態の企業年金を、自家年金または非適格年金と呼ぶ事がある。自家年金と言うときは、信託会社や生命保険会社等を使わずに、すべて自社で管理する形態の年金を指すこともある。このような年金制度では外部積立は行われず、退職給与引当金による用意となる。非適格年金と呼ぶ時には、企業年金制度のほか、非課税法人による制度や、傘下の組合のための団体年金制度なども含まれる。社外積立による非適格年金制度は、非課税法人により導入されている場合が多い。

国民年金基金は、自営業者の多様な老後の需要にこたえらるとともに、民間サラリーマンなどの年金格差を是正する目的で、平成3年4月に導入された。自営業者など国民年金の第1号被保険者のための、老齢基礎年金への上乗せ年金制度である。国民年金基金には、同じ都道府県内に住んでいる人で組織する地域型と、同種の事業

または業務に従事する人で組織する職能型の2種類がある。地域型は各都道府県に作られており、職能型は25基金が設立されている。

国民年金基金への加入は任意だが、加入後は自分の都合で脱退することはできない。加入は口数制で、加入年齢別に1口当たりの掛金が定められている。加入者が必ず加入する1口目には2種類、2口目以降には5種類の給付が用意されている。1人当りの掛金の額には、月額68,000円という上限が定められており、掛金の全額が社会保険料控除の対象となる。

個人年金とは、個人が生命保険会社と任意に契約を行う年金保険契約をさす。個人が払い込んだ保険料をもとに、一定の支給要件を満たしたときに年金が支給されるもので、公的年金や企業年金では不足する老後の収入を自助努力により補うものとして利用される。生命保険会社が扱う個人年金保険では、終身年金や本人が死亡した後は配偶者に年金を支給する連生年金など、様々な設計が可能である。このほかに個人が金融機関（銀行、証券会社など）に払い込んだ資金を定期的（年1回以上）に分割して受け取るにより、年金の形とするものも個人年金に含めることがある。

生命保険会社の扱う個人年金保険契約については、税法に定める一定の要件を満たした場合、他の一般の生命保険料控除とは別に所得控除を受けることができる。

（上述の具体的な数字は、平成14年度末現在のものであり、適宜変更していることをお断りしておく。）

Ⅲ. 危機に直面する現行制度

賦課方式（現役世代が支払う保険料で今現在の保険金を賄う形態）では、人口ピラミッドが歪曲化する今後は健全な年金財政運営は見込めない。

税金等の公的資金で個人年金不足分を充足することにも限界がある。

またこれまでの政府・厚生労働省の言動を鑑みても、完全に「国任せ」の老後生活は危険であると思われる。

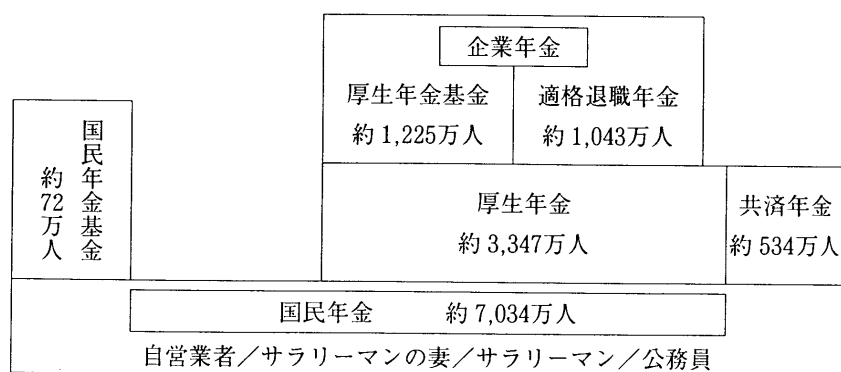
こうした時局を見据えた上で、我々国民サイドとしてはどのような対応をすれば良いのであろうか。

ここで、論者が考えたのは「自己責任による自己防衛」である。これまで、ある種「ゆりかごから墓場まで」との幻影を持ち続けてきた日本国・公的年金制度を完全に信頼するのでは無く、リスク・ヘッジとして、自分で老後の受給原資を現役中に確保出来ないであろうか、という方策である。

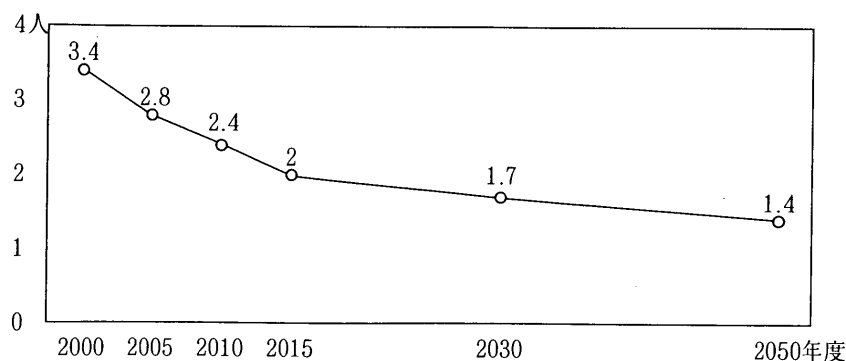
論者はこの発想を1989(平成元)年にメモで書き留めた記憶があるが、今回はその思想を明確な数式にて表記し、たく考える。

Ⅳ. ゆとりある老後の模索

先ず、「ゆとりある老後」とは通念上、どのようなも



【上図：現行の年金制度】



【上図：国民年金・受給者1名を支える加入者人数】

【三井生命/2001長寿アンケート結果より】

のか? 「年金白書」/シンクタンクの調査をもとに小考してみたい。

人口ピラミッド構造上も、現行・公的年金制度が座死するのは自明である。

V. PPP

資本を持たないサラリーマンが公的年金の崩壊を指をくわえてただ待っているだけではいけない。自ら考え、行動を起こす事が求められる。

あくまで、公的では無く私的な年金制度であり、以下この手法を、Private Pension Plan (略称PPP)と命名する。

【シミュレーション公式】

まず、前提条件として、家族を1ユニットとして、旧態依然の世帯主1名勤務では無く、複数がシェアリングするものとする。

また、常用雇用を前提とし、低位ながらも定期昇給が実施される官公庁型の人事給与体系をモチーフに考える。

- ①初期預金可能年額：a円
- ②定期昇給による預金年加算額：b円
- ③ベースアップ率(=物価インフレ率)/ベースダウン率(=デフレ率)：π
- ④税引後利子率：r
- ⑤n年間積み立て

この場合、実質貨幣価値は、 $1+r-\pi$ と近似表記出来る。

(厳密には、 $(1+r)/(1+\pi)$)

n年間で貯蓄出来る年金原資の現在価値：S

ここで、Sを考える。

$$\begin{array}{l}
 a \text{円} \xrightarrow{\text{n年後}} a(1+r-\pi)^n \\
 a+b \xrightarrow{\text{n-1年後}} (a+b)(1+r-\pi)^{n-1} \\
 a+2b \xrightarrow{\text{n-2年後}} (a+b)(1+r-\pi)^{n-2} \\
 \dots \dots \dots
 \end{array}$$

一番右の項を積算すると、n年間の貯蓄額が出る。

数列を駆使してSummationを出すと、

$$S = a \frac{(1+r-\pi)^{n+1}-1}{r-\pi} + b \left\{ \frac{(1+r-\pi)^{n-1}-1}{(r-\pi)^2} - \frac{n(1+r+\pi)}{r-\pi} \right\}$$

2000年代初頭の日本を基調として、25歳から60歳まで夫婦どちらかが給与を35年間貯蓄をし続けて、それを私的年金原資に充てるものとする。

- r=0.005 (超低金利)
- π=▲0.01 (デフレーション)
- n=35 (年間)
- a=4,000,000円
- b=200,000円

これらを全て代入すると、

$$S = 323,600,000 \text{円} \text{ となる。}$$

つまり、約3億2,400万円である。

これを夫婦二人で25年間(85歳まで)使い続けるとすると、

$$323,600,000 \div 25 \div 12 \approx 1,078,700 \text{円/月}$$

月額約110万円弱の私的年金を用途することが可能である。

共働きで無い場合も、

- a=1,000,000円
- b=100,000円

を将来貯蓄に回した場合、上記35年間で、

$$S = 114,500,000 \text{円}$$

約1億1,500万円弱である。

同様に計算すると、月額約38万円の年金が獲得出来る。これは、シンクタンク試算値である、「ゆとりある老後夫婦に必要な生活月収38万円」を賄うことが出来るものである。

さらに、2000年代も時代が変遷し、デフレスパイラルから脱却し、経済が復興した場合はどうであろうか。

人口構造相変わらず、逆三角形であるが、緩やかな経済成長/インフレーションのケースである。

- r=0.08 (通常金利)

$\pi = 0.03$ (インフレーション率)

$n = 35$ (年間)

$a = 4,000,000$ 円

$b = 200,000$ 円

共働きで無い場合として、

$a = 1,000,000$ 円

$b = 100,000$ 円

を将来貯蓄に回した場合、同じく35年間で、シミュレートすると、

$S = 242,900,000$ 円

つまり、約2億4,000万円強の現在価値が創出されることになる。

これを夫婦二人で25年間(85歳まで)使い続けるとすると、

$242,900,000 \div 25 \div 12 \approx 809,700$ 円/月

あのバブル再現で、貨幣価値が下落しても、月額80余万円がキープ出来ることになる。

V. これからの老後

2000年代に入る前後辺りから、過剰なまでの福祉ブームである。福祉と名が付けば、官公庁業務/産業/教育全てが、王道を行くかの時局である。

福祉にはこうした目に見える課題だけが存在する訳では無い。

特に高齢化福祉の問題は、日本経済全体の在り方に関わってくる。美辞麗句だけで済ませることが出来ない課題である。

民間金融機関を中心に「日本版401Kプラン」等も企画されている。しかし、確定拠出なるものは、当人受給額が確定値では無く、あくまで運用のVolatilityに連動しているものである。

国民が真に希求しているものは、安定・安泰な「公的年金」なのである。

「現在価値」というファクターを見失うとどうしても光明が見いだせない課題であるが、ここに気づき、本義的な意味での「自己責任」を全うすれば、日本の年金行政は決して暗いものではないと思考する。

参考) 拙稿: 「高齢化社会に適応した私的年金制度」
(1989 社団法人 岐阜県経済同友会)